

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六一七）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第四条第一項及び第二項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

第十条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「もの」を「もの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条の見出し中「特別急行列車等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加え、第十三条第一項及び第二項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

第十五条第二項中「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「もの」の下に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第十六条中「掲げる職員」の下に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第一号中「当該事由」を「当該事由の発生に伴い、当該事由」に改め、「でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同条第二号中「配偶者（」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（」に、「当該住居」を「当該転居後の住居」に、「特別急行列車等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「特別急行列車等」に改める。

第十六条の二第二項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に、「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が徳島県の休日定め条例（平成元年条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第四項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項第一号中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。